

食安輸発1002第1号
平成24年10月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(スペイン産非加熱食肉製品に係る製造施設番号の変更)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年9月21日付け食安輸発0921第1号)によりお知らせしたところです。

このたび、スペイン対日輸出製造者リストの改正により平成24年10月1日より食肉製造業者の施設番号が変更された旨の連絡を受けたことから、同通知の別表7を別紙のとおり変更するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく願います。

なお、平成24年10月1日から平成25年9月30日までに発行される衛生証明書については旧施設番号を受け入れて差し支えないことを申し添えます。